

元軍用土地及建物ノ應急利用ニ関スル件  
(天武省國有財産部)

元軍用土地及建物ハ此ノ際應急ニ處置トシテ之ヲ戰災者等ニ保護者ノ或冬用及外地引揚者ノ收容施設ニ簡易ノ住宅用地トシテ充當スルモノトシテ取扱ニ據ルコト

一 建物

- (1) 戰災都市内及其近接地ニ在ル軍用建物ハ特ニ壕舎生活者ヲ優先セシメ戰災者等ニ保護者ノ本年及或冬用ニ使用セシムルモノトシ其ノ他ノ建物ハ外地引揚者ノ收容施設ニ充當スルモノトシ外地引揚者ニシテ戰災地ニ揚陸スル者ニ對シテハ戰災者使用ノ建物ヲ使用セシムルコトヲ得
- (2) 都道府縣市町村ハ前号ニ充當スルヲ適當ト認メラルル軍用建物ヲ戦務局ト連絡シ上實地調査シ附屬設備收容力等ノ諸要件ヲ勘案シタル上戦務局ニ申出ツルモノトス
- (3) 本目的ニ使用スル建物應急修繕ハ戦務局ニ於テ之ヲ行フモノトシ建物ノ模倣替及諸設備ノ工事ニ付テハ戦務局ノ承認ヲ受ケタル上使用者ニ於テ行フモノトス
- (4) 使用承認ハ公共團體住宅營團戰災援護會其他ノ社會事業團體ニ對シ為スモノトス
- (5) 使用期間ハ一應昭和二十一年四月(北海道)及東北地方(五月)末迄ヲ目途トス但シ外地引揚者ヲ收容スルモノニ付テハ引揚後六ヶ月ヲ目途トス
- (6) 使用料ハ前號期間中無料トス

二 土地

- (1) 戰災都市内並ニ其近接地ニ在ル元軍用地ハ簡易住宅建設用ニ充當ス
- (2) 都道府縣市町村ハ前号ニ充當セントスル土地ニ付都市計畫交通機關建設資材生活必需品ノ狀況並ニ衛生的見地ヨリ勸業戦務局ト連絡シ上實地調査シ戦務局ニ申出ツルモノトス
- (3) 貸付ハ公共團體住宅營團其他ノ團體ニ對シ為スモノトス
- (4) 地代ハ原則トシテ有料トシ實情ニ於テ別ニ定ム

三 其他

右實施ニ當リ建物ニ在リテハ医療教育職業補修等ノ用途ニ供スルモノトシテ簡便シタルモノニ付テモ戰後ノ現況ニ照シ其ノ受多心順序適應性等ヲ彼此勘案シ地方長官事務局長協議シ上特ニ着キ五箇年以内ニ付策ヲ定メ居住施設確保目的ヲ達スルニシテ